

## HIS web セット保険(海外)保険金請求の必要書類

### ○病気またはケガの場合

- ・治療を受けた医師・医療機関の診断書・治療費領収書・レシートを取得してください。
- ・キャッシュレス診療を受けたお客さまは、処方薬や通院交通費等、お客さまご自身がお負担された費用の領収書・レシートをご提出ください。

#### 保険金請求に必要な書類

- ① 保険金請求書兼同意書(原本)
- ② 治療費用の領収書・レシート(原本)
- ③ 病院所定の診断書(原本)
- ④ パスポート・日本出入国確認資料(コピー)  
※(1)パスポート No と名前のページおよび(2)日本の出入国スタンプ欄(自動化ゲート利用でスタンプの押印がない場合はご旅行の日程表や E チケット控え)のコピーを送付してください。
- ⑤ その他 (必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

### ○携行品の盗難・破損の場合

#### ◆盗難の場合◆

盗難届出証明書をご提出いただく必要となりますので、すみやかに最寄の警察に連絡し、盗難届出証明書を取得してください。

#### 保険金請求に必要な書類

- ① 保険金請求書兼同意書(原本)
- ② 損害品購入時の領収書・レシートまたは保証書(原本)  
※保管されていない場合は取扱説明書、カード支払いの場合はカード売り上げのお客控えをご提出ください。
- ③ 警察の盗難届出証明書(原本)
- ④ パスポート・日本出入国確認資料(コピー)  
※(1)パスポート No と名前のページおよび(2)日本の出入国スタンプ欄(自動化ゲート利用でスタンプの押印がない場合はご旅行の日程表や E チケット控え)のコピーを送付してください。
- ⑤ その他 (必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

◆破損の場合◆

- ・公的機関・航空会社・宿泊機関・旅行会社・添乗員等発行の事故証明書を取得してください。
- ・損害品の写真を撮影してください。
- ・修理された場合は、修理費領収書・修理明細書などを保管しておいてください。

保険金請求に必要な書類

- ① 保険金請求書兼同意書(原本)
- ② 損害品購入時の領収書・レシートまたは保証書(原本)  
※保管されていない場合は取扱説明書、カード支払いの場合はカード売り上げのお客様控えをご提出ください。
- ③ 公的機関・航空会社・宿泊機関・旅行会社・添乗員等発行の事故証明書(原本)
- ④ 損害品の写真(枚数自由)
- ⑤ 【修理が可能な場合】修理の見積または領収書(原本)  
※修理不能の場合は修理不能の証明書(原本)が必要です。
- ⑥ パスポート・日本出入国確認資料(コピー)  
※(1)パスポート No と名前のページおよび(2)日本の出入国スタンプ欄(自動化ゲート利用でスタンプの押印がない場合はご旅行の日程表や E チケット控え)のコピーを送付してください。
- ⑦ その他 (必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

### ○航空機遅延事故の場合

航空会社から遅延証明書、欠航証明書等の事故証明書を取得してください。

現地で支出した費用(ホテル等宿泊施設の客室料、食事代、交通費、通信費)の領収書・レシートが必要です。

#### 保険金請求に必要な書類

- ① 保険金請求書兼同意書(原本)
- ② 航空会社の事故証明書(原本)
- ③ 代替となる航空機の搭乗を証明できる書類(航空券の半券(原本)など)
- ④ 旅程表(コピー可)
- ⑤ 現地で支出した費用の領収書・レシート(原本)
- ⑥ 提供を受けることができなかった旅行サービスの取消料、違約料等のわかる資料(原本)
- ⑦ パスポート・日本出入国確認資料(コピー)

※(1)パスポート No と名前のページおよび(2)日本の出入国スタンプ欄(自動化ゲート利用でスタンプの押印がない場合はご旅行の日程表や E チケット控え)のコピーを送付してください。

- ⑧ その他 (必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

### ○航空機手荷物事故の場合

航空会社から事故証明書を取得してください。

購入された身の回り品(衣類・生活必需品)の領収書が必要です。

#### 保険金請求に必要な書類

- ① 保険金請求書兼同意書(原本)
- ② 航空会社の証明書(原本)
- ③ 身の回り品購入費の領収書・レシート(原本)
- ④ パスポート・日本出入国確認資料(コピー)

※(1)パスポート No と名前のページおよび(2)日本の出入国スタンプ欄(自動化ゲート利用でスタンプの押印がない場合はご旅行の日程表や E チケット控え)のコピーを送付してください。

- ⑤ その他 (必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

## ○賠償事故の場合

すみやかに海外サポートセンターへご連絡のうえ、対応方法をご確認ください。

ご連絡前に被害者と損害賠償についての取り決め(示談)をされますと、保険金が支払われないか、示談額満額をお支払いできない場合があります。

### 保険金請求に必要な書類

- ① 保険金請求書兼同意書(原本)
- ② 損害品の写真(枚数自由)
- ③ ホテル、レンタル業者またはホームステイ先等からの見積書または請求書(原本)
- ④ 示談書または念書(原本)
- ⑤ パスポート・日本出入国の確認資料(コピー)

※(1)パスポート No と名前のページおよび(2)日本の出入国スタンプ欄(自動化ゲート利用でスタンプの押印がない場合はご旅行の日程表、E チケット控え)のコピーを送付してください。

- ⑥ その他 (必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

### <ご注意>

- ・ 人身事故を起こした場合には、応急処置のうえ病院に連絡し、事故の拡大を防止してください。
- ・ 最寄の警察に連絡してください。
- ・ 証人がいる場合、証人の氏名・住所・連絡先を確認してください。
- ・ 事故現場の写真および損害品がある場合にはその写真を撮影してください。
- ・ 負傷の状態、損害の程度を確認してください。
- ・ 賠償の内容については保険会社と相談したうえで連絡する旨被害者にお伝えください。